

副

第 13 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 28 年 12 月 1 日 開会

平成 28 年 12 月 8 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 1 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 2 日	金	休 会	委員会
12 月 3 日	土	休 会	休 会
12 月 4 日	日	休 会	休 会
12 月 5 日	月	休 会	委員会
12 月 6 日	火	本会議	一般質問
12 月 7 日	水	本会議	一般質問
12 月 8 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第104号

平成28年12月第13回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月24日

黒潮町長 大西 勝也

記

1 期	日	平成28年12月1日
2 場	所	黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

平成28年12月1日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	3番	藤本岩義		
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

2番 濱村 博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大西勝也	副町長	松田春喜
町 参 事	北岸英敏	総務課長	森田貞男
情報防災課長	松本敏郎	税務課長	川村一秋
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

13番 小松孝年

1番 坂本あや

議事日程第1号

平成28年12月1日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第57号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第58号から議案第72号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 57 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号 黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号 黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 60 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 61 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号 黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 63 号 平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 64 号 平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 65 号 平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 66 号 平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 67 号 平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 68 号 平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 69 号 平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 70 号 平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 71 号 平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 72 号 黒潮町道の路線認定について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 21 号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の現実を求める陳情について

議 事 の 経 過

平成 28 年 12 月 1 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

ただ今から、平成 28 年 12 月第 13 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告をします。

濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、報告第 16 号および第 17 号が町長から、報告第 18 号から第 20 号までが監査委員から提出されました。

議席に配布していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第 21 号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては、全員協議会で配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 28 年 12 月第 13 回黒潮町議会定例会議を招集致しましたところ、何かとご多様の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本議会につきましても真摯（しんし）な対応に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは、9 月議会定例会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、第 2 回地区防災計画シンポジウム、および夜間津波避難訓練・避難所開設訓練につきまして報告させていただきます。

昨年 12 月に開催されました第 70 回国連総会本会議におきまして、11 月 5 日を世界津波の日とすることが採択をされました。そのため、今年の世界津波の日元年ともいわれております。

そこで、黒潮町では 11 月 5 日に、第 2 回地区防災計画シンポジウム、および夜間津波避難訓練・避難所開設訓練を開催致しました。

黒潮町総合センターを会場に、黒潮町自主防災会が主催をして開催された第 2 回地区防災計画シンポジウムは、280 名の参加者で会場がほぼ満席となる中、自主防災会からは、町地区、坂折地区、鞭地区、熊野浦地区、学校からは上川口小学校、そして、東日本大震災の被災地岩手県大槌町から、安渡地区の実践報告がされました。

また、午後 7 時から、黒潮町全域で夜間津波避難訓練および避難所開設訓練が実施され、全町民の 34.5

パーセントに当たる 4,038 人の方々にご参加をいただきました。全町的な夜間防災訓練は初めてでありましたが、昼間の総合防災訓練と同じくらい多くの住民の皆さまにご参加をいただき、黒潮町民の防災意識が一定維持されていることを確認ができたと思っております。

今後は、さらに訓練の質を高め、住民の参加率を 50 パーセントを目指して取り組んでいきたいと考えております。

次に、「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮につきまして報告させていただきます。

本サミットは、防災の知見と地震津波の脅威を伝え、必要な防災、減災、迅速な復旧復興、国際連携に資する施策を総合的かつ計画的に実行することで、地震津波から国民の生命、身体、財産の保護、国民生活および国民経済に及ぼす影響を最小化できる、国土強靱化を担う将来のリーダーを育成することを目的に、今回初めて開催されたものでございます。

今回のサミットには、海外 29 カ国、61 校から高校生 246 名、引率者 38 名、国内 37 校からは高校生 113 名、引率 47 名の参加をいただき、会議の議長は大方高校生が務めました。

25 日に開会式とブリーフィング、26 日には分科会、フィールドワーク、そして記念植樹、記念撮影を挟み、総会において、分科会報告、黒潮宣言を採択し、盛会のうちに終了を致しました。

この場には、ご来賓と致しまして、松本純防災担当大臣、二階俊博自民党幹事長のほか、多数の国会議員、県議会議員、そして町議会議員の皆さまにもご出席をいただきました。あらためてお礼を申し上げます。

分科会では、自然災害を知る、自然災害への備え、自然災害からの復興の 3 分野に分かれて活発な議論が行われ、防災・減災に向けての具体的アクションプログラムが提案をされました。また、フィールドワークでは、田ノ口小学校児童の先導による高台避難訓練を実施し、海を恐れるだけでなく、恵みに感謝する海への雄たけびのプログラムにおいて黒潮町の防災思想を伝えることができ、好評だったようでございます。

参加された皆さまには、このサミットで学んだこと、話し合った内容、そして黒潮町のあきらめない思想を各国に持ち帰っていただき、その国の、その地域の防災対策にリーダーシップを発揮していただき、自然災害で人の命が奪われない国づくり、地域づくりに貢献していただけるものと確信を致しております。

また、今回のサミットには、2 日間を通じ約 300 名の町民の皆さまに体育館に足を運んでいただきました。また、大方高校、佐賀総合センターの中継会場にも参加をいただきました。

さらに、お弁当の準備をしていただいた方々や、歓迎、送迎にお集まりいただきました皆さま、また、参加者の帰りのバスを国道沿いで見送っていただいた方も多数おられたとお聞きを致しております。これら大勢の町民の皆さまのご協力があり、成功のうちに本サミットを終了することができました。ご尽力をいただきました大勢の皆さまに、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

次に、全国学力・学習状況調査について報告させていただきます。

本年 4 月 19 日に実施しました全国学力・学習状況調査の結果が、9 月 29 日に公表をされました。

調査対象は小学校 6 年生と中学校 3 年生となっており、本年度は、全国悉皆調査としては 7 回目、抽出調査を合わせると 9 回目の調査となりました。

黒潮町の小学校につきましては、国語、算数とも A 問題はほぼ全国平均ですが、B 問題が、全国平均よりも 5 ポイントほど低くなっております。高知県の平均と比べましても、国語が 5.3 ポイント、算数が 3.7 ポイント下回っており、課題の残る結果となりました。

一方、中学校におきましては、数学の A 問題を除いて全国平均を 1.2 ポイントほど上回り、高知県が目標としている全国平均に到達致しました。これは高知県の平均を、国語が 2 ポイント、数学が 4.1 ポイント上回っていることが影響しております。

このように、中学校においては高知県の平均を上回り、改善傾向が続いておりますが、小学校におきましては、昨年度に引き続き課題の残る結果となりました。

各学校では今回の調査結果の内容を丁寧に分析し、授業改善を図るとともに、単元テストや学習シートなどの積極的な活用、放課後を活用した補充学習などに取り組んでいるところでございます。

今後も、県教委と一層の連携を図り、学力向上に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、小松孝年君、1番、坂本あや君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月8日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第57号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成28年12月第13回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、補正予算が9件、町道の路線認定1件の、合計16議案となっております。

そのうち、国の人事院勧告に基づく、職員の給与に関する条例の改正となっております議案第57号につきましては、職員への手当の支給日を例年どおりとするため、基準日である12月1日までに条例改正が必要となりますので、議会初日に分離採決をお願いするものでございます。

それでは、議案第57号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、国の人事院勧告に基づく条例改正となっております。

黒潮町としましては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても、勧告どおりに実施したいと考えております。

月例給と致しましては、民間給与との較差0.17パーセントを埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げることとし、平成28年4月1日より実施することとさせていただきます。

また、ボーナスにつきましては0.1カ月分引き上げ、勤務実績に応じた勤勉手当に配分することとし、公布日より実施することと致しております。

そのほか、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とするとともに、子に係る手当額を上げることとし、平成29年4月1日より実施することと致しております。

以上、提案理由の説明を終わりますが、この後、関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは議案第57号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は2ページから9ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の1ページから11ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、国の人事院勧告により国家公務員の給与表が改正されたことに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1条では、12月期の勤勉手当を0.1月分の引き上げと、給料表の改正でございます。

第2条では、扶養手当の改正と、第1条にて改正しました勤勉手当0.1月分の引き上げを、さらに改正するものでございます。

参考資料1ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第23条では、勤勉手当0.1月分の引き上げに伴い、0.8月から0.9月に改正するものでございます。

2ページから7ページにかけては、別表第1の行政職給料表の現行と改正後案を掲載しております。

8ページから11ページにかけての第10条では、扶養手当の額を改正するものでございます。

配偶者に係る手当額1万3,000円を、他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額をし、子に係る手当額を1万円に引き上げるものでございます。

また、11ページの第23条では、勤勉手当0.1月の引き上げを6月期と12月期に分配するため、0.9月から0.85月に改正するものでございます。

以上で議案第57号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第57号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。藤本君。

3番（藤本岩義君）

人勤に基づいて給料の改正するわけですが、黒潮町の職員の平均、どれぐらい上がるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは、藤本議員の質問にお答えを致します。

今回の改正によりまして、平均の給与の月額でございますけど、行政職につきましては29万9,387円から32万1,023円になります。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 57 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますもので、ご了承願います。

議案第 57 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 72 号、黒潮町道の路線認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、今議会へ提案させていただきます 16 議案のうち、先ほどご承認をいただきました議案第 57 号を除きました、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 72 号、黒潮町道の路線認定についてまでの 15 議案について説明させていただきます。

まず、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、特殊旅費の移転料の額を実費額から路程等に応じた定額に改正するととも

に、移転料の額の規定につきまして、国家公務員等の旅費に関する法律第23条に倣い、規定を追加するものがございます。

次に、議案第59号、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、一部を除き平成29年1月1日から施行されることに伴うもので、65歳以降新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象としたものがございます。

次に、議案第60号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業者に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなっております。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布され、同日から施行されることとなっております。

これらの法律等による所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されることから、黒潮町税条例の一部を改正するものがございます。

次に、議案第61号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっております。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布され、同日から施行されることとなっております。

これらの法律等による所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が、平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されることから、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものがございます。

次に、議案第62号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例が9月議会定例会において議決され、平成28年9月21日から施行されたことに伴うもので、暴力団員等の定義を追加し、関係の条文を整備したものがございます。

次に、議案第63号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億4,553万2,000円を追加し、歳入歳出総額を129億6,472万8,000円とするものがございます。

補正予算の概要と致しましては、先ほどご承認をいただきました、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整と、2款総務費では、ふるさと納税寄付金関連予算6,972万8,000円や、移住者を受け入れるための空き家中間保有住宅の改修工事などに4,500万円を計上致しております。

3款民生費では、臨時福祉給付金関連経費6,216万7,000円。

6款農林水産業費では、台風16号災害に伴う農業用機械約10件、および、被覆資材約40数件に対応するた

め、ハウス整備事業補助金 300 万円や、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金 1,008 万円の追加をしております。

また、9 款消費費では、木造住宅耐震改修設計費と工事費の補助金 2,970 万円の追加の計上をさせていただきました。

なお、今回の補正につきましては、歳出の積立金により収支の調整を行っております。

これらの歳出に対応するための歳入は、分担金、使用料、国、県補助金等、それぞれの歳出の事業に対して見積もりを致しました。

16 款財産収入では、王迎団地、白石団地の売買による売払収入を見込んでおります。

17 款寄付金では、ふるさと納税寄付金 8,000 万円を追加し、年間で 1 億 8,000 万円を見積もっております。

21 款町債では、各事業の歳出に伴う借入額の補正を行いました。

また、繰越明許費は、佐賀保育所移転事業、避難道整備を行う農村地域防災減災事業の県工事負担金、ため池整備を行う農業基盤整備促進事業工事、土佐西南大規模公園整備事業の県工事負担金、道路新設改良事業、避難道整備工事などの緊急防災・減災事業、城山宅地開発工事などの都市再生整備計画事業などを追加、変更させていただきました。

また、債務負担行為につきましては、新規就農者を確保するための園芸用ハウス整備事業を追加しているものでございます。

次に、議案第 64 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1,594 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 15 億 2,745 万円とするもので、人事院勧告による給与制度の改正、および、職員の育児休暇や退職などによる人件費の調整を行うものでございます。

次に、議案第 65 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 150 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 25 億 6,688 万 1,000 円とするもので、人事院勧告による給与制度の改正、および、人事異動などによる人件費の調整を行うものでございます。

次に、議案第 66 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 254 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 17 億 655 万 6,000 円とするもので、人事院勧告による給与制度の改正、および、人事異動などによる人件費の調整と、来年度策定予定の第 7 期介護保険事業計画のためのニーズ調査に関する委託料や、介護保険法施行令の改正に伴う事務処理システムの改修のための費用の計上を行うとともに、併せて、介護保険事業所に対する指導監査に関する研修に参加するための費用を計上したものとなっております。

また、今回補正を行うニーズ調査と、来年度予定している介護保険事業計画等の策定を一括して行う必要があることから、債務負担行為も併せて計上させていただいております。

次に、議案第 67 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 187 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 1,727 万 5,000 円とするもので、人事院勧告による給与制度の改正、および、人事異動などによる人件費の調整を行うものでございます。

次に、議案第 68 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 5 万 5,000 円を減額し、歳入歳出総額を 8,328 万 3,000 円とするもので、人事院勧告による給与制度の改正、および、人事異動などによる人件費の調整と代診委託料を追加したものでございます。

次に、議案第 69 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、歳入歳出総額を 3,824 万 7,000 円とするもので、公営企業の継続的な経営健全化の取り組みにつきまして、高資本費対策に要する経費として、これまで普通交付税で措置されておりましたが、今回、算定基準に経営戦略の策定が要件とされ、繰出基準の 2 分の 1 は特別交付税で措置されることになりましたので、経営戦略経費を追加するものでございます。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、歳入歳出総額を 619 万 5,000 円とするもので、公営企業の継続的な経営健全化の取り組みについて、高資本費対策に要する経費として、これまで普通交付税で措置されておりましたが、今回、算定基準に経営戦略の策定が要件とされ、繰出基準の 2 分の 1 は特別交付税で措置されることとなりましたので、経営戦略経費を追加するものでございます。

次に、議案第 71 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入および支出である第 3 条予算において、既決の予算から 429 万 9,000 円を減額し、総額を 2 億 5,582 万 8,000 円とするもので、維持管理費である修繕料の追加と人事院勧告による給与制度の改正、および、人事異動などによる人件費の調整を行うものでございます。

最後に、議案第 72 号、黒潮町道の路線認定について説明させていただきます。

この議案は、農村地域防災減災事業により整備予定の、町道ツノ山線、飯積打越線、南ナライバ線の 3 路線につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道に認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なお決定をお願いします。

なお、最終日に、国の人事院勧告に伴う医師の初任給調整手当と、介護休暇などに関する条例改正についての 2 議案を追加提案させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 10 ページから 11 ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 12 ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、特殊旅費の移転料の額を、実費額から路程等に応じ定額に改正するとともに、移転料の額の規定について国家公務員等の旅費に関する法律第 23 条に倣い、規定を追加するものでございます。

参考資料 12 ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

条例第 5 条の第 2 項において、移転料の額を実費額により支給すると定めていますが、第 17 条第 1 号では路程に応じた定額による額と定めており、同条第 2 号および第 3 号において、扶養親族と一緒に移転しない場合

の取り扱いを定めているため、路程等に応じ定額に改めるものでございます。

また、17条第3号では、赴任後にさらに赴任があった場合、第2項では、扶養親族が移転した際に移転料の定額の額が異なったときの取り扱い、第3項では、やむを得ない事情がある場合には期間を延長する規定を追加するものでございます。

以上で議案第58号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第59号、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は12ページから13ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の13ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、一部を除き平成29年1月1日から施行されることに伴うものでございます。

参考資料13ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

雇用保険法第37条の2第1項の改正により、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保および就労環境の整備を目的に、その施策の一つとして、これまで雇用保険の適用の対象外とされていた65歳以降に、新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とすることとされました。

これにより、雇用保険法第37条の2第1項に規定する高齢継続被保険者については、新たに高齢被保険者と定義されますので、第13条第5項中の高齢継続被保険者を高齢被保険者に改めるものでございます。

また、雇用保険法第59条の改正により、広域求職活動費に加え、就職の面接に際して、子どもの一時預かりを利用する場合の費用等についても支給の対象とし、これらについては求職活動支援費の支給制度として新設されることに伴い、第13条第7項中の広域求職活動費を求職活動支援費に改めるものでございます。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは、議案第60号と議案第61号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第60号の、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は14ページからになります。

改正理由は、所得税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第15号が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっています。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令、平成28年、政令第226号が平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることとなっています。

これらの法律等により、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令、平成28年、政令第254号が平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されることから黒潮町税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明致します。参考資料の14ページから18ページをご覧ください。

附則第20条の2は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額また

は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものです。

18 ページから 22 ページをご覧ください。

附則第 20 条の 3 は、附則第 20 条の 2 の新設に伴い、適用条項等の規定を整備するものです。

議案書の 17 ページから 18 ページをご覧ください。

附則第 1 条では、施行期日を定めています。

第 2 条では、経過措置として適用期日等を定めています。

以上で議案第 60 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 61 号の、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 19 ページからになります。

改正理由は、所得税法等の一部を改正する法律、平成 28 年、法律第 15 号が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同法第 8 条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して 1 年を越えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなっています。また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令、平成 28 年、政令第 226 号が平成 28 年 5 月 25 日に公布され、法律と同日から施行されることとなっています。

これらの法律等による所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令、平成 28 年、政令第 254 号が平成 28 年 7 月 1 日に公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることから、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明致します。参考資料の 23 ページをお開きください。

附則第 14 項は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

23 ページから 24 ページをご覧ください。

附則第 15 項は、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

附則第 16 項、附則第 17 項は、附則第 14 項および附則第 15 項の新設に伴い、条項を繰り上げるものです。

議案書の 21 ページをお開きください。

附則第 1 条は、施行期日を定めています。

第 2 条では、適用区分を定めています。

以上で、議案第 60 号と議案第 61 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは議案第 62 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を致します。議案書は 22 ページから 24 ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 25 ページから 32 ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例が 9 月議会定例会において議決をされ、平成 28 年 9 月 21 日から施行されたことに伴うものでございます。

参考資料 25 ページからの新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例の改正内容の主なものは、暴力団員等の定義を追加し、関係の

条文を整備致しました。このため、今回、暴力団の排除を規定した関係条例の整備を行うものでございます。

25 ページの黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例では、第6条第1項中、第2条第2号を第2条第3号に改めます。

26 ページの黒潮町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例では、第4条第1項中、第2条第2号を第2条第3号に改めます。

27 ページの黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所医師住宅の設置及び管理に関する条例では、別表1、カッコ1中、暴力団員を暴力団員等に、条例第2条第2号を同条第3号に改め、この項においてを削り、同表カッコ2中、第12条を第11条に改め、同表カッコ3からカッコ6までの規定中、暴力団員を暴力団員等に改めます。

28 ページの黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例では、第2条第5項、同条第2号を同条第3号に改め、第3条中、第2条第2号を第2条第3号に改めます。

29 ページの黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例では、第3条第3項中、第2条第1項第1号を第2条第1号に、同条第2条1項第2号を同条第3号に、暴力団員を暴力団員等に改め、第5条中、暴力団員のを暴力団員等で、に改めます。

30 ページの黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例では、第3条第3項中、第2条第1項第1号を第2条第1号に、同条1項第2号を同条第3号に。暴力団員を暴力団員等に改め、第4条中、暴力団員のを暴力団員等で、に改めます。

31 ページの黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例では、別表第1、カッコ1中、暴力団員を暴力団員等に、条例第2条第2号を同条第3号に改め、この項においてを削り、同表カッコ2中、第12条を第11条に改め、同表カッコ3からカッコ10までの規定中、暴力団員を暴力団員等に改めるものでございます。

以上で議案第62号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第63号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。まず、1ページをお開きください。

一般会計補正予算第5号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億4,553万2,000円を追加し、総額をそれぞれ129億6,472万8,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加および変更を行いまして、第3条で債務負担行為の追加および変更を、そして、第4条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。20ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明を致します。

なお、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、国の人事院勧告に伴う増減、および職員の退職や育児休暇などに伴う補正を行っておりますので、目での詳細の説明は省略させていただきますのでご了承をお願い致します。

まず、2款1項1目、一般管理費ですが、21ページの8節報償費5,600万円の追加は、ふるさと納税寄付金の謝礼として計上したもので、5,000円の寄付1万6,000件を見込み、その半分の2,500円の返礼品と、送料を含めたものを計上しております。

また、12 節役務費、クレジット納付事務手数料 86 万 4,000 円、礼状発送手数料 163 万 2,000 円、13 節委託料につきましても、代行委託料 1,123 万 2,000 円を計上し、総額 6,972 万 8,000 円のふるさと納税寄付金関連予算を計上しております。

そのほか、9 節旅費から 12 節役務費の追加につきましては、当初予算時に抑制をして計上をしておりましたので、これまでの実績によりまして追加補正するものでございます。

2 目人事管理費、4 節共済費 1,600 万円の追加は、臨時職員の増によります社会保険料などの臨時職員負担金の追加となっております。

22 ページ。

5 目財政管理費、25 節積立金、財政調整基金 1,828 万 1,000 円の追加は、この補正予算の収支の調整を行うものでございます。

6 目企画費 4,500 万円の追加は、地方創生交付金および空き家対策総合支援事業補助金を活用致しまして、移住者を受け入れるための空き家中間保有住宅の設計管理委託 500 万円と、改修工事に 4,000 万円を計上しております。

この制度は、空き家を町が一定の定めた賃料により長期で借り上げまして、改修を行い、移住者に借りていただきまして、その家賃を改修費用に充てるというもので、1 件 800 万円の 5 件分を計上しているところでございます。

次に、23 ページ。

13 目庁舎建設費、13 節委託料、プロジェクトマネジメント委託 162 万円の追加は、3 年間の債務負担行為による契約のうち、支援業務において 29 年度分より 28 年度分に変更するもので、トータルの、合計額の事業費において増額になるものではございません。

次に、25 ページから、3 款民生費となります。

1 項 1 目、社会福祉総務費は、26 ページに移りまして、臨時福祉給付金の支給に係る経費でございます。臨時賃金からシステムの構築費用、そしてパソコンなどのリース費用などを計上しております。

19 節負担金補助及び交付金の臨時福祉給付金 5,550 万円は、一人 1 万 5,000 円の 3,700 人分を計上しておりまして、関連経費合計で 6,216 万 7,000 円となっております。

また、23 節償還利子及び割引料 406 万 2,000 円の追加は、昨年の給付金の精算によりまして、一人 6,000 円、677 人分を返還することとしております。

29 ページです。

3 項 3 目、児童福祉施設費、7 節賃金保育所臨時職員 2,320 万円の追加は、当初不確定要素がありますので抑えて計上していたこともありましたが、途中入所児童の増によりまして大きな追加額となっております。

31 ページまで飛びまして、4 款 2 項 3 目、し尿処理費、11 節需用費、修繕料 591 万 7,000 円の追加は、し尿予備貯留槽のポンプ修繕など、定期修繕以外の修繕が多く発生したことにより追加計上したものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費になります。

32 ページに移りまして、3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金のハウス整備事業補助金 300 万円、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金 1,008 万円の追加につきましては、台風 16 号災害に伴う農業用機械約 10 件、および被覆資材約 40 数件の被災に対応するものでございます。

5 目農地費、19 節負担金補助及び交付金の県工事負担金 462 万 9,000 円の追加は、国の補正予算により配分増となりまして、農村地域防災減災事業による田野浦、出口の避難道整備に対するものでございます。

6 目地域農業整備事業費、15 節工事請負費、農業基盤整備促進事業工事 200 万円の追加は、これも国の補正

予算対応によるもので、出口のため池改修と、ヤモウチ団地の舗装に対するものでございます。

34 ページに飛びまして、7 款 1 項 1 目、商工総務費、19 節負担金補助及び交付金、土佐西南大規模公園県工事負担金 2,380 万円の追加は、津波による避難場所となる展望台の整備、および土佐西南大規模公園の体育館の屋根の修繕に対応するものでございます。

38 ページです。

9 款消防費、1 項 4 目、防災費、19 節負担金補助及び交付金、木造住宅耐震改修工事費補助金 2,860 万円の追加は、一件当たり 110 万円を限度に、26 戸分を計上してございます。

木造住宅耐震改修設計費補助金 570 万円の追加は、一件当たり 30 万円、19 戸分を計上しております。

10 款 1 項 2 目、事務局費は、39 ページの 13 節委託料、放課後子ども教室事業委託 114 万円の追加は、2 つの教室におきまして特別な支援の必要な児童の利用があるということで、人員を 1 名増員するための経費となります。

41 ページ。

4 項 6 目、文化振興費、13 節委託料、黒潮町史編纂業務委託 374 万 1,000 円の追加は、防災の取り組み状況の追加と、佐賀の漁業に関する編集内容の増に対応するものでございます。

歳出は以上で、続きまして歳入の説明をさせていただきます。15 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金 1,708 万 2,000 円は、移住・定住促進事業としての空き家中間保有住宅の経費に充当するものでございます。

そのほか、分担金、使用料、県補助金等の説明欄に記載があります補助金につきましては、歳出のそれぞれの事業に対する補助金などを見込んでいるところでございます。

17 ページ。

16 款財産収入、2 項 1 目、不動産売払収入の土地建物売払収入 9,111 万 4,000 円の追加は、王迎団地および白石団地の土地の売買によるものでございます。

17 款寄付金のふるさと納税寄付金 8,000 万円の追加は、現在の寄付金額が約 5,700 件、6,900 万円ほどでありまして、12 月の集中的な伸びも含めまして、1 億 8,000 万円を見積もっているところでございます。

18 款繰入金の、新しいまちづくり基金繰入金 162 万円は、庁舎建設に関するプロジェクトマネジメント委託に充当するものでございます。

次に、21 款町債は、説明欄の記載のとおり 1 億 6,030 万円の減額をするもので、保育所の県補助金の確定による減額が主なものとなっております。

次に、9 ページに戻っていただきまして、第 2 表繰越明許費補正をご覧いただきたいと思っております。

今回新たに追加する事業につきましては、まず、3 款民生費の佐賀保育所移転事業 4 億 352 万 2,000 円は、設計管理委託費 1,370 万円と、建設工事、解体工事などの工事請負費 3 億 8,469 万 8,000 円や、補償費などを繰り越すものでございます。

6 款農林水産業費の農村地域防災減災事業 448 万 8,000 円は、田野浦、出口、下田の口の避難道整備による県工事負担金でございます。農業基盤整備促進事業 2,000 万円は、出口のため池整備、および鞭地区の農道舗装工事を繰り越すものでございます。

7 款商工費の土佐西南大規模公園整備事業 2,380 万円は、展望台の整備、および体育館の屋根の修繕を繰り越すものでございます。

8 款土木費の道路新設改良事業 1 億 5,350 万円は、橋りょう補修工事の設計委託 1,300 万円と、その橋りょうおよび町道改良工事 1 億 4,050 万円を繰り越すものでございます。

9 款消防費の緊急防災・減災事業 2 億 3,340 万円は、人的支援業務委託 3,300 万円、避難道整備工事に 1 億 8,200 万円、その設計委託に 1,040 万円、補償費に 300 万円、また、防災倉庫に 500 万円を繰り越すものでございます。

次に、繰越額を変更する事業につきましては、8 款土木費の都市再生整備計画事業 3 億 4,900 万 4,000 円で、城山宅地開発事業などの調整によるものでございます。

続きまして、10 ページ、第 3 表債務負担行為補正をご覧ください。

まず、園芸用ハウス整備事業補助金 4,468 万 5,000 円の追加につきましては、新規就農者を確保するためのハウス整備を支援するもので、作付け時期により今年中に着手する必要があるため、高知県の予算と同様に、29 年度に支出予定とする債務負担行為により対応するものでございます。

庁舎建設に関するプロジェクトマネジメント業務委託の変更は、864 万円を 162 万円減額致しまして 702 万円とするものでございます。

次に、11 ページ、第 4 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整致しまして、補正前の限度額 39 億 1,756 万円を、補正後は 37 億 5,726 万円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 18 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で議案 63 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは議案第 64 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明を致します。議案書は 26 ページでございます。予算書は表紙の色がサーモンピンクでございます。

1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,594 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 15 億 2,745 万円とするものでございます。

補正の主な理由につきましては、職員の育児休暇や退職等によります人件費の調整と、人事院勧告に伴う職員の給与等の改正によるものでございます。

それでは、歳出からご説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節給料 154 万 9,000 円、および 4 節共済費 2,616 万 3,000 円につきましては、職員の育児休暇や退職、ならびに標準報酬制度導入に伴います追加費用の率に変更されたことによります減額でございます。

また、3 節職員手当 1,176 万 3,000 円の増額の主なものにつきましては、人事院勧告によります勤勉手当 0.1 月分の引き上げと、各種業務量の増に伴います時間外手当の増額等によるものでございます。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入 1,594 万 9,000 円の減額につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。

以上で議案第 64 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは議案第 65 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は、この黄色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 150 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 25 億 6,688 万 1,000 円とするものです。

主な内容は、国の人事院勧告および人事異動による補正となっております。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般化管理費の 2 節給料の 46 万 9,000 円につきましては、人事異動に伴う減額でございます。

続きまして、3 節職員手当は、人事異動による減額と時間外勤務手当の増額を差し引き、61 万 9,000 円の減額と致します。

4 節は、共済費 42 万 1,000 円も、人事異動に伴う減額でございます。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 8 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 150 万 9,000 円の減額は、収支調整による減額補正でございます。

以上で議案第 65 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第 66 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 28 ページとなっております。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明を致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり歳入歳出それぞれ 254 万 6,000 円の増額補正を行い、予算の総額を 17 億 655 万 6,000 円とする補正となっております。

今回の補正は、人事院勧告による給与制度の改正および人事異動などによる人件費の調整と、来年度予定をしております第 7 期介護保険事業計画の策定に関連して行うニーズ調査に関する委託料の計上、および、介護保険法施行令の改正に伴う事務処理システムの改修費用の計上を行うとともに、介護保険事業所に対する指導監査のために、職員が研修会に参加する費用を計上したことが補正の理由となっております。

まず、歳出から説明させていただきます。12 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 2 節から 4 節までは、人事院勧告などによる人件費を調整して計上しております。

9 節旅費につきましては、町内の介護保険事業所への指導監査のために、職員が研修に参加することを予定していることから、その費用として 20 万 5,000 円を計上しております。

次に、13 節委託料の 549 万 8,000 円の増額補正は、介護保険法施行令の一部改正より事務処理システムの改修が必要となったことから、事務処理システム改修費用として 199 万 8,000 円を、また、第 7 期介護保険事業計画の策定に当たり、実施するニーズ調査の委託料として 350 万円を計上しております。

この結果、1 目一般管理費につきましては、合計額で 584 万 2,000 円の増額を計上しております。

13 ページの 3 款地域支援事業費の 1 項 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費、3 項 3 目、包括的・継続的

ケアマネジメント支援事業費の2節給料から4節共済費につきましては、給与制度の改正および人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書9ページにお戻りください。

1款保険料から、10ページ、5款県支出金までにつきましては、人件費の調整により、それぞれの負担率に基づき補正を行うこととしております。

また、9ページ下段の3款国庫支出金の2項4目、介護保険事業費補助金として、事務処理システムの改修に伴う国庫補助金を80万7,000円計上しております。

次に、10ページ、7款繰入金につきましては、11ページの5目その他一般会計繰入金の2節事務費繰入金で、国庫補助分を差し引いた事務処理システム改修に伴う費用、および、第7期介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査の費用に併せて職員研修に参加する費用を合計して、489万6,000円の補正を行うこととしております。

繰入金のその他の項目につきましては、人件費の調整に基づく補正を行うことで、歳出に対する歳入の調整を行っております。

最後に、6ページにお戻りください。

第2表の債務負担行為として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託のため、今回のニーズ調査の委託業務と併せて、調査結果の分析等一体的な計画策定とする必要があることから、平成29年度を期間として限度額を400万円として、債務負担行為の計上を行っております。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第67号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、既決の予算に歳入歳出それぞれ187万4,000円の増額補正を行い、予算の総額を1,727万5,000円とするものです。

この補正は、人事院勧告による給与制度の改正、および人事異動などによる人件費の調整を行ったものとなっております。

まず、歳出から説明させていただきます。7ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1款総務費、1項1目、一般管理費の2節給料から4節共済費までは、平成28年度の人事院勧告による調整と人事異動に伴う人件費を調整して、187万4,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目、一般会計繰入金は、人件費の増額分を一般会計から187万4,000円を補正計上することで、歳出に対する歳入の調整を行っております。

以上、誠に簡単ではありますが、補足説明を終わります。議案第66号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは議案第68号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。予算書はピンク色の表紙となります。

ピンク色表紙の1ページをお開きください。

今回の補正予算第1号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額致しまして、歳入歳出予算の総額を8,328万3,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出からご説明させていただきます。7ページをお開きください。

歳出の1款1項1目、一般管理費の2節、3節、4節は、人事院勧告および人事異動等による人件費の調整を行うものでございます。

また、13節委託料は、医師の代診委託料135万円を追加したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

歳入の5款3項1目、一般会計繰入金を5万5,000円減額致しまして、歳入歳出予算の総額を8,328万3,000円に調整したものでございます。

以上で議案第68号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（矢野昭三君）

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 24分

再 開 10時 40分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第69号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は31ページ、また、予算書につきましては緑色の予算書の1ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、総額をそれぞれ3,824万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、公営企業の継続的な経営健全化の取り組みのため、総務省から要請されている経営戦略を作成するための経費の計上で、策定に係る経費のうち、繰出基金の2分の1は特別交付税で措置されることとなっております。

また、普通交付税でこれまで措置されていましたが高資本費対策に要する経費について、平成29年度からの策定基準に経営戦略の策定が要件とされたことを受け、本年度中に策定することとしたものでございます。

それでは詳細について説明させていただきます。予算書の7ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

1目農業集落排水総務費の13節委託料75万円は、経営戦略策定のための委託料の計上をしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページの事項別明細書へお戻りください。

1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金75万円は、経営戦略を作成するため、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

以上で議案第69号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは議案第70号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は32ページを、また、予算書につきましてはグレーの表紙の予算書の1ページをお開

き願います。

黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ619万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、公営企業の継続的な経営健全化の取り組みを図るため、総務省から要請されています経営戦略を策定するための経費の計上です。

高資本費対策に要する経費については、普通交付税でこれまで措置をされてきましたが、平成29年度からの策定基準に経営戦略の策定が要件とされたことを受け、本年度中に策定することとしたものでございます。

なお、策定に係る経費のうち、繰り出し基準の2分の1は特別交付税で措置をされることとなっています。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。7ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

1款事業費、1項1目、事業費の13節委託料75万円は、経営戦略策定のための委託料を計上しています。

続きまして、歳出に係る歳入の説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

3款繰入金、1項1目、一般会計繰入金の1節一般会計繰入金75万円は、経営戦略を策定するため、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

以上で議案第70号の補足説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは議案第71号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は33ページになります。また、予算書はあさぎ色の表紙でございます。

今回の補正につきましては、係異動に伴う給料、手当、法定福利の減額、および人事院勧告に伴い人件費の調整を行ったこと、維持修繕の追加、消火栓設置に係る一般会計からの繰入金の計上を追加補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第3条予算において、上水道事業費の営業費用としまして529万9,000円を減額し、簡易水道事業費の営業費用としまして100万円を追加補正しています。

次に、2ページをお開きください。

4条予算において、他会計繰入金としまして245万円を補正しています。

内容につきましては、補正予算事項別明細書により説明を致します。19ページをお開きください。

3款の上水道事業費の2目配水及給水費では、ポンプ等の修繕費として修繕費200万円を追加し、6目の総係費にて、職員の給料332万8,000円、手当234万9,000円、および法定福利費162万2,000円を、それぞれ減額しております。

また、4款の簡易水道事業費の2目配水及給水費につきましては、配水池の漏水対策としまして100万円を補正しております。

次に、20ページをお開きください。

5款の1目他会計繰入金として、消火栓整備費7基分の245万円を補正しております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。5、6ページには1年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書を記載しておりますので、ご確認をお願い致します。

また、7ページから11ページにかけては、企業の一定期間における経営成績を表しました予定損益計

算書、および期末時点におけます財務状態を表しました予定貸借対照表を添付していますので、ご確認をお願い致します。

なお、9 ページの中段右の資産合計額と、11 ページの右下の負債資本合計額は、いずれも 36 億 9,537 万 7,413 円と合致していますので、バランスが取れているということになります。

以上、補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第 72 号、黒潮町道の路線認定について補足説明をさせていただきます。議案書の 34 ページ、ならびに参考資料の 33 ページをお開きください。

まず、整理番号 10325、路線名はツノ山線でございます。起点は、黒潮町下田の口字カキウチ谷。終点は、黒潮町下田の口字ツノ山でございます。なお、重要な経過地はございません。

この路線は、県道中村下田の口線の下田の口地区の住宅地の中央付近から西方向へ、農村地域防災減災事業の避難路として整備するもので、町道の路線認定について道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案書は同じく 34 ページ、参考資料も 34 ページをお開きください。

整理番号 10326、路線名は飯積打越線でございます。起点は、黒潮町田野浦字打越。終点も、黒潮町田野浦字打越でございます。なお、重要な経過地はございません。

この路線は、田野浦地区の町道飯積線から町道打越線に向けて、農村地域防災減災事業の避難路として整備するもので、町道の路線認定について道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案書の 35 ページ、参考資料も 35 ページをお開きください。

整理番号 10327、路線名は南ナライバ線でございます。起点は、黒潮町出口字南ナライバ。終点も、黒潮町出口字南ナライバでございます。なお、重要な経過地はございません。

この路線は、県道中村下田の口線の出口地区の住宅地付近から南方向へ、農村地域防災減災事業の避難路として整備するもので、町道の路線認定について道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第 72 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

小永君。

7 番 (小永正裕君)

私の頭ではですね、この条文を読んでも全く理解ができない理由もあって、参考資料の方を見ても、ますます分からなくなってきたがです。

できたら具体例挙げてですね、説明していただいたらと思うんですけども。外国人の相互いうことを書いてますんで、日本人が外国行って適用される場合か、外国人が日本に来て適用される。どういう風な条件でどうなるかとかいうふうなことも含まれてるわけでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

小永議員、すいません。

総務の方へ付託する予定でございますので、その旨ご了解をお願いします。

(小永議員から「あ、そうですか。分かりました」との発言あり)

議事、進めます。

先ほどの 61 号の所で小永議員の発言ございましたが、総務の方に付託することになっておりますので、この場での発言はご遠慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次へ進めます。

議案第 61 号について、質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

今回まあ当然、こういう条例改正、当然ですが。

前回の 9 月ですかね、改正されたときに、通常はこれ合わせてやるべきことじゃないかと思うんですが。施行日が公布前から施行するということになってきますけど、その付近の矛盾はないですか。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは、藤本議員の質問にお答えを致します。

改正、9 月 21 日に施行されたということでございますので、今回ののがつきましても公布の日かということで、合わせて行うようにしたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

9月に前回のものが公布されちゅうわけよね。施行されちゅうがよね。
そうなると、今度のがもそれに合わさんがですかね。公布の日からやき、もう今日以降よね。
だから、さかのぼってやるがやったらその日を合わすべきではないかと。できたら、ほんとはこれまとめてやったら一番良かったと思うんですけども、まあ後から出てきてますので、その日は合わさんでもよろしいですか、という質問をしたつもりですが。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

失礼します。再度の質問にお答えを致します。

前日も、大きなその暴力団排除条例の改正につきましては9月に行いましたけど、そのほか、今回ご提案させていただきました各条例のどこにつきましてはですね、特にそういう例もありませんでしたので、今回この議会の方で整理をして提案させていただいたというところでございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第62号の質疑を終わります。

次の、議案第63号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

21ページですが、8の報償費5,600万。それから、委託料で1,123万2,000円の委託料がふるさと納税の形で組まれておりますが。

今回の歳入のところで8,000万ということでした。ほんで8,000万からこの経費を引きますとですね、1,200万ぐらいしかないわけで、そのほかに人件費も掛かりゆうと思うんですが。少し金額が掛かり過ぎではないかと、前に一般質問のときも言いましたけども。

この付近は、その委託業者あたりに非常にお金が行きよりますので町内に落ちないわけで。ふるさと納税の寄付金のそのお礼の分については町内の商品を買われていってますので、この分は町内に落ちておるということになりますが、あまりにも委託費とかそういう所にお金が掛かりゆうがやないかなと。取る所がもう、ほとんどなくなってきておると。

先ほどの話によりますと、やっと1億円台を超えて1億8,000万ということに全体なるようですけども、この経費については前日も予算を組んでますので、今回の8,000万で単純に計算してもですね、非常にその差が少ないということになってきます。

あまりにも、他町村というか前に視察行った所も比べてみてもですね、経費のあまりにも掛け過ぎではない

かなと。出遅れてやっていますのでいろいろ難しいところがありますが、まあそのうちになくなるかも分かりませんけども、相当金額というか、これでまだ3億ばあばってあげればですね、まあ大体合うんですけども。

議長（矢野昭三君）

藤本君、発言中ですが。

産建の方へ、ふるさと納税は付託するということになっておりますので。

（藤本議員から「え、今、総務でやりよったがやない。今度」との発言あり）

歳出のうちの。

（藤本議員から「ああ、そうですか」との発言あり）

ええ。

そういうことで、ご了解をお願いします。

（藤本議員から「それはどうも失礼致しました」との発言あり）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

小松君。

13番（小松孝年君）

防災費の委託料のところですけども、木造住宅耐震診断委託、これが30万の19戸分と聞きましたが。

これは耐震設計委託じゃないかと思いますが、これは耐震診断か設計か、どちらかお答えください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答えしたいと思います。

これは診断の委託でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、12 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表についての質疑を終わります。

次に、第 3 表債務負担行為補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表についての質疑を終わります。

次に、第 4 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 4 表についての質疑を終わります。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 65 号の質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 67 号の質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 69 号の質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 70 号の質疑を終わります。

次に、議案第 71 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 71 号の質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 72 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 58 号から議案第 72 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 10分